案

函南町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第２次函南町ＤＶ防止基本計画）

（計画期間　令和９年度～令和 13 年度）



令和９年４月

函　南　町

目　次

第１章　基本計画の概要
１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
４　国・静岡県におけるＤＶ等の状況・・・・・・・・・・・・・・・3
５　計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
６　SDGs（持続可能な開発目標）と基本目標の関係・・・・・5
７　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第２章　計画の内容
基本目標１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
基本目標２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
基本目標３・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第３章　計画の推進
１　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
２　計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

【参考資料】
１　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）とは・・・・・17
２　ＤＶ防止のための相談連絡先一覧・・・・・・・・・・・18
３　配偶者からの暴力の防止及び
　　被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・・19

第１章　基本計画の概要

１　計画策定の趣旨

配偶者やパートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「ＤＶ」という。）は、被害者の尊厳を著しく傷つけ、心身の健康や生活に深刻な影響を及ぼす重大な人権問題です。また、ＤＶは家庭内で起こることが多く、外部からその実態が見えにくく、加害者に罪の意識が薄いことから、被害が長期化・深刻化する場合があります。特に、こどものいる家庭においては、こどもが直接暴力を受けていなくても、ＤＶを目の当たりにすることで、心理的外傷を与えるもの（以下「面前ＤＶ」という。）であれば児童虐待にもあたる行為になり、こどもの心身の発達に重大な影響を及ぼすことがあります。近年、面前ＤＶは増加傾向がみられており、ＤＶを身近に経験したこどもの世代間連鎖も懸念されることからＤＶの防止や十分なケアが必要とされます。

このような状況を改善するため、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、ＤＶの防止及び被害者の保護・支援に関する取組が進められ、静岡県においても、「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（第六次静岡県ＤＶ防止基本計画）」を策定し、ＤＶのない社会づくりとＤＶ被害者の自立を目指して、ＤＶの発生防止、早期の発見・早期対応、相談・支援体制の充実、安全の確保及び自立に向けた支援等を推進しています。

函南町においても、ＤＶの防止は、男女共同参画社会※1の実現や人権尊重の観点からも重要な課題であり、「第３次函南町男女共同参画計画（改訂版）」においても、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めています。これまで「函南町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（函南町ＤＶ防止基本計画）」に基づき、ＤＶに関する正しい理解を広めるための啓発、相談窓口の周知、被害者の安全確保、町だけでは対応が困難な専門的支援や広域的な対応については、静岡県、警察、配偶者暴力相談支援センター※2、医療機関、児童相談所、民間支援団体等の関係機関との連携等に取り組んできました。

このたび、令和８年度をもって現行計画の計画期間が終了となることから、これまでの見直しを行うとともに、社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ「函南町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（第２次函南町ＤＶ防止基本計画）」を策定し、誰もが互いの人権を尊重しながら、安全で安心して暮らすことのできる、暴力のない地域社会の実現を目指します。

※１　男女共同参画社会
性別に関係なく誰もが対等な構成員として認め合い、自らの意思で仕事や家庭、地域などあらゆる分野の活動に参加し、利益や責任を分かち合える社会

※２　配偶者暴力相談支援センター
ＤＶ防止法第３条に規定するＤＶ防止と被害者の保護を図るための施設で、県が設置する女性相談支援センターなどがその役割を担っている

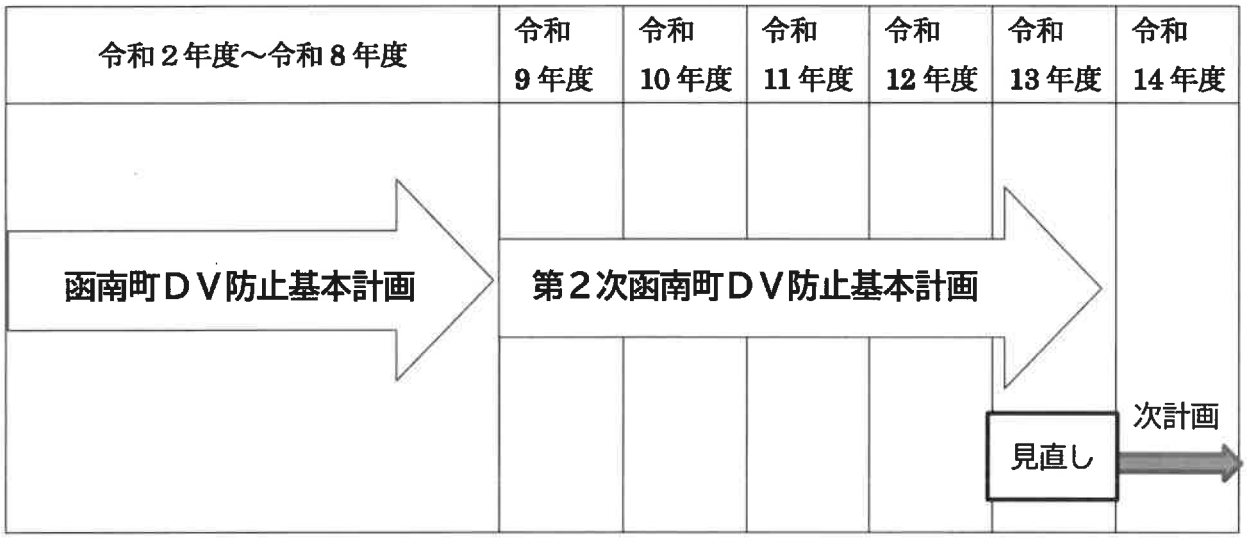
2　計画の位置づけ

この計画は、ＤＶ防止法第２条の３第３項の規定に基づき、国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な方針」に即し、静岡県が策定した「静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画（第六次静岡県ＤＶ防止基本計画）」を勘案し、函南町の基本計画として策定するものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「函南町総合計画」と連携を図るほか、「第３次函南町男女共同参画計画」における、「基本目標１　すべての人がともに認め合う人づくり」施策１－２「あらゆる暴力の根絶と相談体制の充実」の達成を目指すための計画としても位置付けています。

3　計画の期間

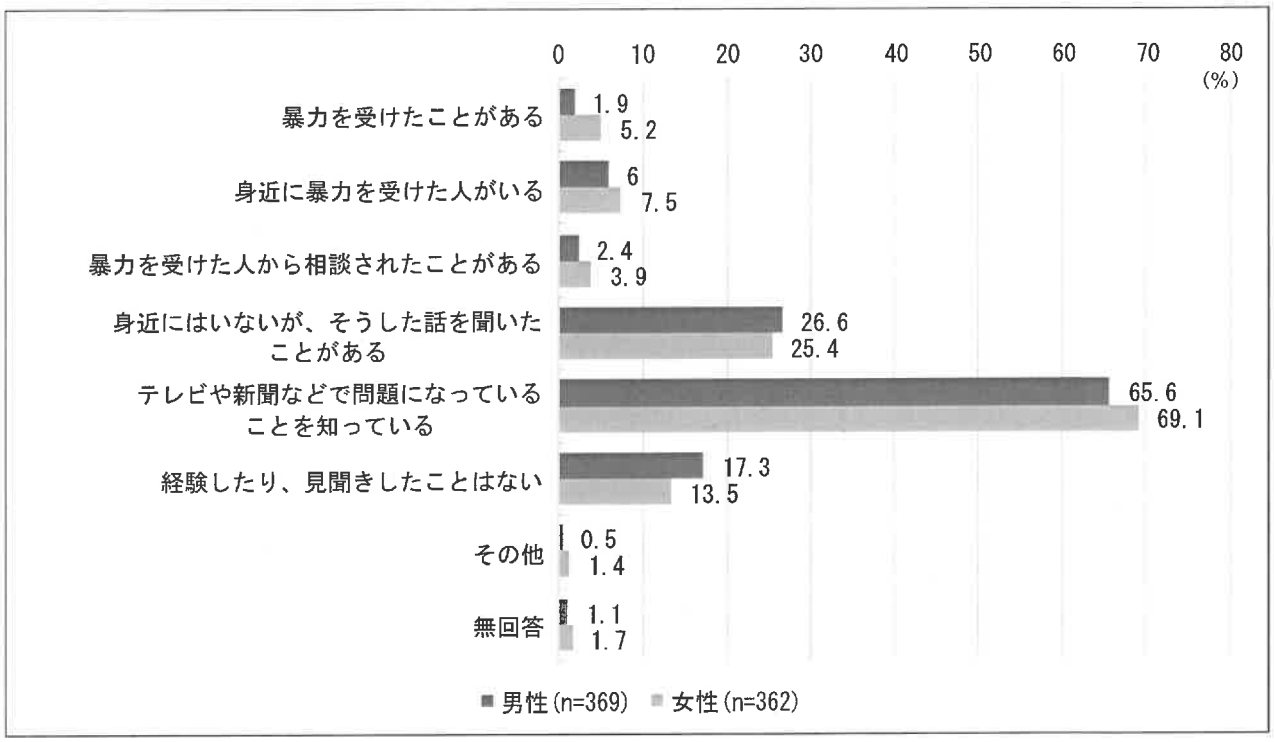
この計画の期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とします。ただし、法律や基本指針等が見直された場合は、必要に応じて随時計画の見直しや期間変更を行うこととします。



4　国・静岡県におけるＤＶ等の状況

◆ＤＶの経験（静岡県）

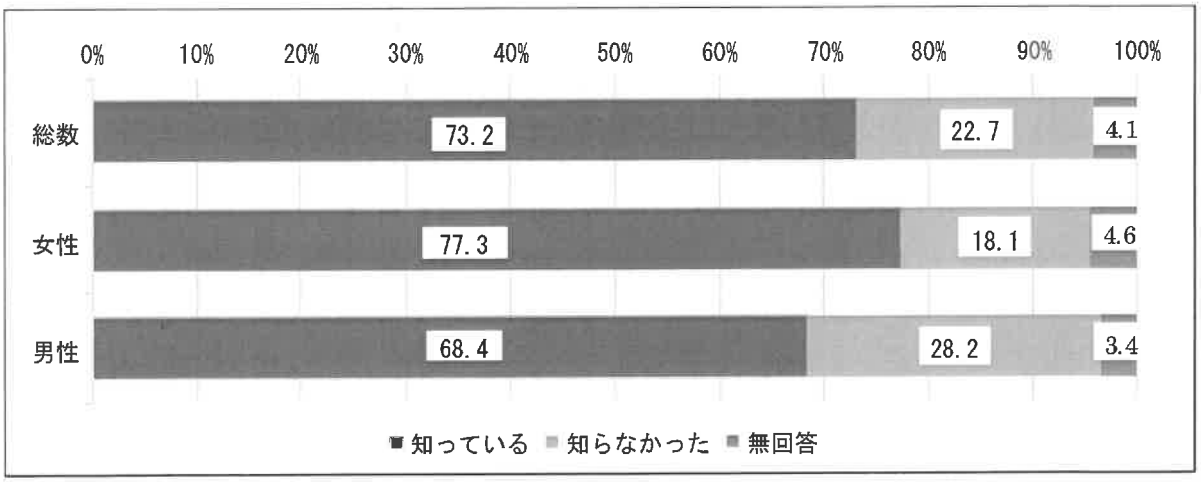
過去１年間に、女性の 5.2%男性の 1.9%が夫婦・恋人など親しい間柄にあるパートナーから暴力を受けたことがあると回答しています。



（出典：県男女共同参画課「令和６年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査報告書」）

◆ＤＶ相談窓口の周知度（全国）

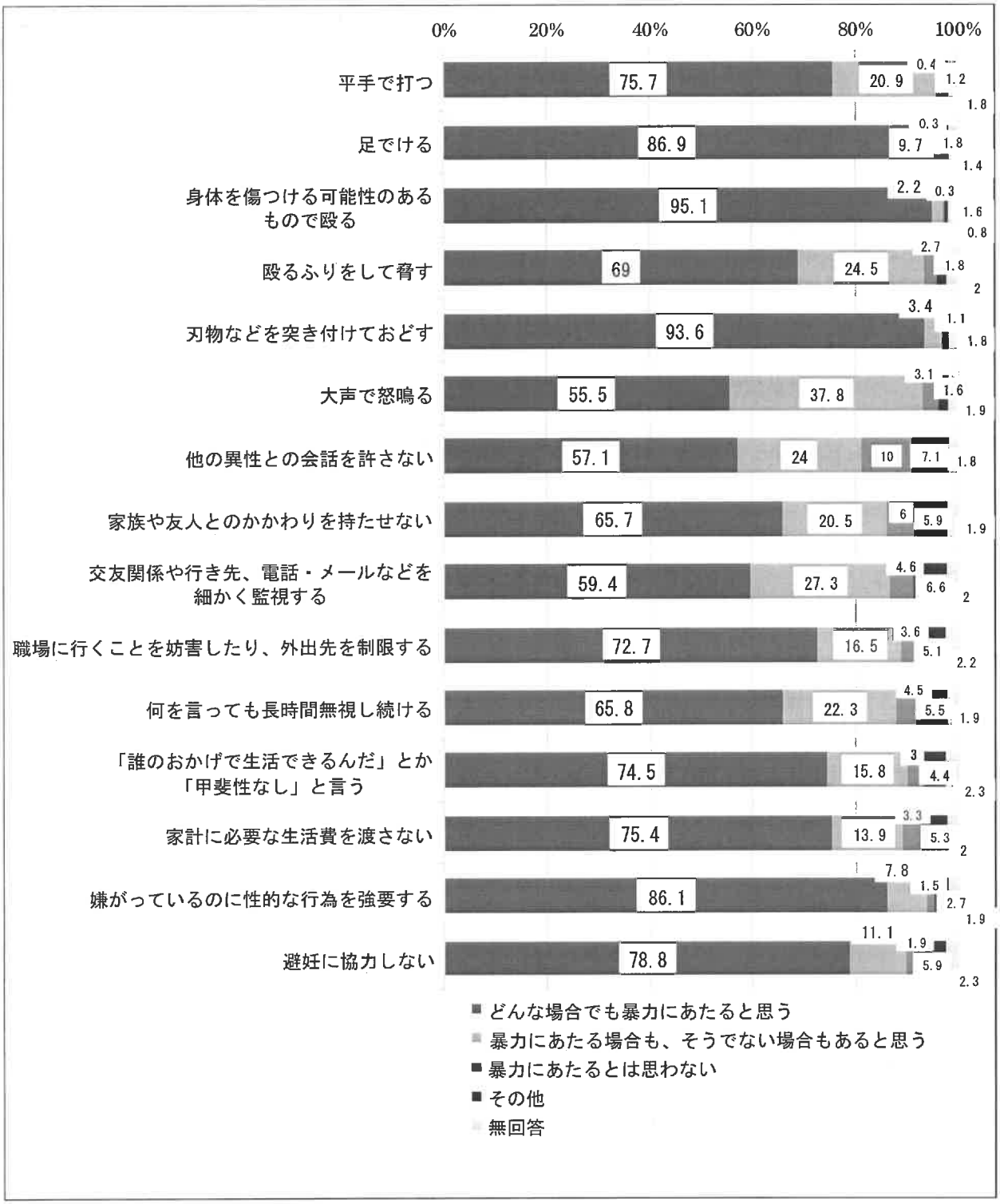
配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」と回答した人の割合が 73.2%となっています。



（出典：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する報告書（令和６年３月）」）

◆ＤＶだと思う行為（静岡県）

夫婦等親しい間柄にあるパートナー間での、「大声で怒鳴る」等の精神的暴力や「電話・メール等を監視する」等の社会的暴力※3を暴力として認識している人の割合は、身体的暴力に比べて低い状況です。



（出典：県男女共同参画課「令和６年度静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査報告書」）

※３社会的暴力　配偶者や恋人などの親密な関係において、相手の人間関係や行動を制限し、社会から孤立させる行為

5　計画の基本目標

誰もが互いの人権を尊重しながら、安全で安心して暮らすことのできる、暴力のない地域社会の実現を目指すため、次の３つの基本目標を掲げます。

○基本目標１　ＤＶをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進

○基本目標２　いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

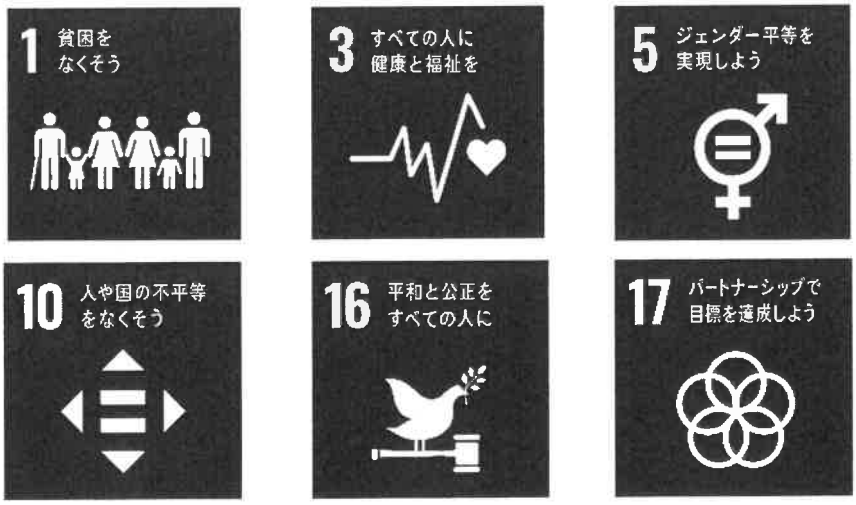
○基本目標３　ＤＶ被害者支援の充実に向けた関係機関との連携

6　SDGs（持続可能な開発目標）と基本目標の関係

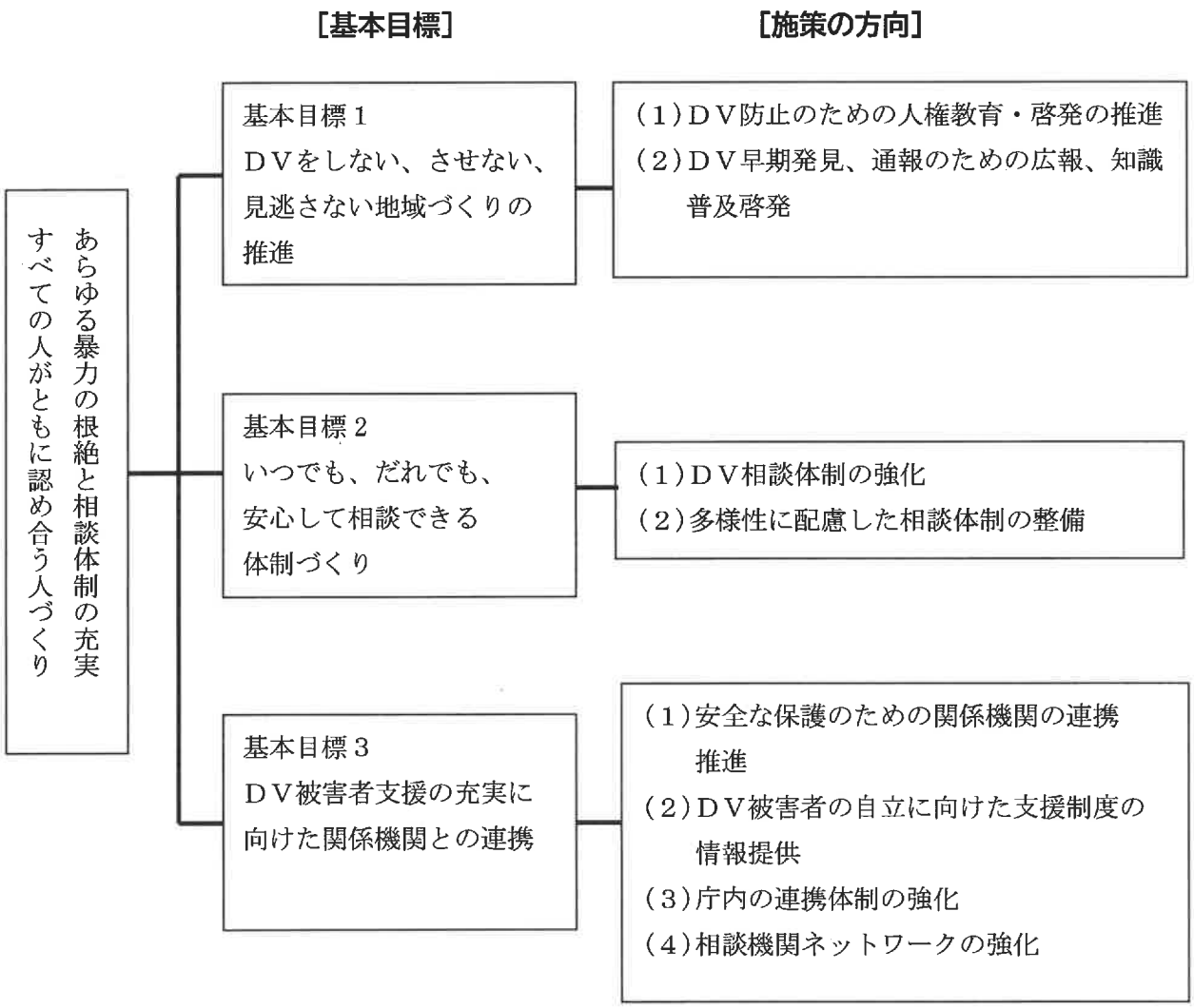
SDGs＜エス・ディー・ジーズ＞とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年９月の国連サミットで採択されました。国連加盟193か国が2030年までに世界が達成すべき17の目標と、169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際機関、国、産業界、自治体と住民が一丸となってとりくむことが求められています。

日本としても、また地方自治体においても積極的な推進に取り組んでおり、この計画においても、その理念に基づき、各施策・事業を進めます。

本計画の取組に該当するＳＤＧｓの開発目標



6　計画の体系


［基本目標］
［施策の方向］
あらゆる暴力の根絶と相談体制の充実
すべての人がともに認め合う人づくり
基本目標１
ＤＶをしない、させない、
見逃さない地域づくりの
推進
（１）ＤＶ防止のための人権教育・啓発の推進
（２）ＤＶ早期発見、通報のための広報、知識
普及啓発
基本目標２
いつでも、だれでも、
安心して相談できる
体制づくり
（１）ＤＶ相談体制の強化
（２）多様性に配慮した相談体制の整備
基本目標３
ＤＶ被害者支援の充実に
向けた関係機関との連携
（１）安全な保護のための関係機関の連携
推進
（２）ＤＶ被害者の自立に向けた支援制度の
情報提供
（３）庁内の連携体制の強化
（４）相談機関ネットワークの強化

第２章　計画の内容

基本目標１　ＤＶをしない、させない、見逃さない地域づくりの推進

◆施策の方向（１）　ＤＶ防止のための人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

・あらゆる暴力の防止に向けた啓発を実施してきましたが、「大声で怒鳴る」等の精神的暴力や「電話・メール等を監視する」等の社会的暴力を暴力として認識している人の割合は身体的暴力に比べて低く、社会の理解は不十分で個人や家庭の問題として潜在化する傾向にあります。

・学校においては年齢や発達段階に応じた人権教育が行われていますが、現代の若年層の情報収集手段の中心はＳＮＳであり従来の広報では情報が十分に届いていない可能性があります。

【具体的施策】

具体的施策	内　　容	担当課
町民への広報・啓発の実施	広報やホームページ、ＳＮＳ等を活用してＤＶについての知識や相談窓口の情報発信を行います。	子育て支援課 生涯学習課
	各種イベントや「女性に対する暴力をなくす運動※4」や「児童虐待防止推進月間※5」に併せて情報提供や広報活動に取り組みます。	子育て支援課 生涯学習課
若い世代への教育・啓発の実施	こどもの頃からの発達段階に応じた取組みが不可欠であるため、学校の教育活動全体を通して、人権尊重・男女平等の意識を高める予防教育を行います。	学校教育課 子育て支援課
	ＳＮＳ等を利用してデートＤＶ※6に関する知識普及を行います。	学校教育課 子育て支援課

※４　女性に対する暴力をなくす運動
女性に対する暴力の予防と根絶のため、国が地方公共団体や民間団体と連携・協力の下、毎年 11 月 12 日～25 日までの 2 週間を運動期間とし、広報や啓発活動を行う。

※５　児童虐待防止推進月間
毎年 11 月児童虐待防止推進月間とし、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、全国的に広報や啓発活動を行う

※６　デートＤＶ
交際相手との間に起こる暴力。身体的・精神的・経済的・性的な支配もすべて暴力にあたります。

◆施策の方向（２）　ＤＶ早期発見、通報のための広報、知識普及啓発

【現状と課題】

ＤＶ防止法では、ＤＶを受けている者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するよう努めなければならないとされているため、通報努力義務についての認知度を高める必要があります。

【具体的施策】

具体的施策	内　　容	担当課
被害者の発見 通報体制の整備	保健・医療機関や教育・保育関係者、福祉関係者、民生児童委員などに対し、ＤＶに関する情報提供を行い、被害者の早期発見に連携して取り組むとともに、速やかな通報方法の周知を図ります。	子育て支援課 福祉課 健康づくり課 学校教育課
町民への広報・ 啓発の実施	町広報やホームページ、ＳＮＳ等を活用してＤＶを発見した際の通報努力義務と通報窓口についての情報提供を行います。	子育て支援課
	各種イベントに併せて通報努力義務と通報窓口についての情報提供に取り組みます。	子育て支援課

通報努力義務とは…？

法律で「通報するように努めなければならない」と定められた行為です。罰則はありませんが、社会的な責任として早期発見や被害防止のために協力することが求められます。ＤＶの場合、単なる「夫婦喧嘩」「家庭内の問題」ではありません。被害がエスカレートすると命にかかわる重大な事態に発展する恐れがあります。

また、被害者自らが声を上げることができない場合、周囲の通報だけが頼りになります。通報者の秘密は守られますし、匿名での通報も可能ですので、「あれ？」と思ったらためらわずにご連絡下さい。



連絡先→Ｐ17 相談連絡先一覧参照

基本目標２　いつでも、だれでも、安心して相談できる体制づくり

◆施策の方向（１）ＤＶ相談体制の強化

【現状と課題】

・配偶者等からの暴力について相談できる窓口を「知っている」と回答した人の割合が 73.2%となっており、知らない人が２割近くいるのが現状となっています。

・ＤＶ被害者のおかれている背景に複雑な問題を抱えている被害者も少なくありません。被害者が自ら選択・決定することができるよう必要な情報提供をし適切な助言と援助が実施できるよう、関連の法律や制度など十分な知識のもとに対応することが求められます。

【具体的施策】

具体的施策	内　　容	担当課
町民への相談窓口の周知の強化	広報やホームページ、ＳＮＳ等を活用して相談窓口周知と安心して相談ができるような広報を実施します。	子育て支援課
柔軟な窓口対応	被害者が二次被害※7を受けることがないように精神的配慮をし、個室での面談や電話相談・訪問等安心して相談できるよう努めます。また、被害者に対する支援が複数の課にわたる事案については、被害者の精神的な負担の軽減を図るため、ワンストップサービスに努めるとともに、継続した支援を提供します。	子育て支援課
相談員の研修	様々な困難事例に対応し、被害者に適切な情報提供や的確な助言を行えるように、国や県主催の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。	子育て支援課
専門相談の活用	法律や人権にかかわる相談について、町の人権法律相談※8や法テラス※9など専門相談を活用してより高い知見と経験に基づく的確な支援をするよう努めます。	子育て支援課 住民課

※７　二次被害
相談に対応した職員や支援にあたった職員の態度や言葉などにより、被害者がさらに傷つくこと

※８　人権法律相談
相談員（弁護士・人権擁護委員・行政相談委員）が毎月無料にて行う相談会

※９　法テラス
総合法律支援法に基づき、国が設立した法的なトラブル解決のための総合案内所。情報提供や、経済的に余裕がない人への無料法律相談、弁護士・司法書士費用の立て替えなどを行う民事法律扶助（費用の立替制度）業務を行っている。

◆施策の方向（２）多様性に配慮した相談体制の整備

【現状と課題】

・障害のある人や高齢者など、様々な相談の場面や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることが重要となり、より多くの機関による連携が必要不可欠になります。

・外国人や被害者が男性の場合、性的マイノリティ※10 同士でのＤＶ被害相談など柔軟な対応が求められるようになります。

【具体的施策】

具体的施策	内　　容	担当課
障害者・高齢者への合理的配慮に対応したＤＶ相談対応	福祉課・地域包括支援センター※11、相談支援事業所※12等と連携し、被害者の状況に応じた相談対応・支援を実施し、安全確保に努めていきます。	福祉課 子育て支援課
外国人被害者への相談対応	ＡＩ通訳アプリを利用しての相談対応を実施します。静岡県や国の実施している相談窓口や相談ダイヤルの周知や、静岡県の作成している多言語ＤＶイエローカードの活用をしていきます。	子育て支援課
男性相談や性的マイノリティの方の相談対応	性別を問わない相談窓口対応と、静岡県の専用相談窓口の周知をします。	子育て支援課

※10　性的マイノリティ
性のあり方が多数派と異なる人々のこと。性的少数派。同性愛者や両性愛者、心と体の性別が一致しない又は違和感をもつトランスジェンダーなどが含まれる

※11　地域包括支援センター
介護保険法に基づき、各市町村に設置されている。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・医療保健・福祉の面から支える総合相談窓口

※12　相談支援事業所
障害のある方やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用計画の作成などを行う専門的な窓口。

基本目標３　ＤＶ被害者支援の充実に向けた関係機関との連携

◆施策の方向（１）安全な保護のための関係機関の連携推進

【現状と課題】

・本人が保護を求める場合は、静岡県女性相談センター※13 と連携し、迅速かつ適切に一時保護を行い、安全確保に努めています。保護に向けてサポートを実施し、必要に応じ警察・行政・教育委員会・児童相談所など関係機関と連携をし、対応をしていくことが求められます。

・相談や保護後は加害者側に情報が伝わらないように留意するとともに、保護先市町と連携をしていくことが必要です。

【具体的施策】

具体的施策	内　　容	担当課
保護に向けて関係機関の連携	被害者とその家族の安全を確保するため、必要に応じ警察・行政・教育委員会・児童相談所など関係機関との連携に努めます。	子育て支援課
静岡県女性相談センターと連携した一時保護の実施	本人が保護を求める場合は、静岡県女性相談支援センターと連携し、迅速かつ適切に一時保護を行い、安全確保に努めます。	子育て支援課
他市町村との連携	被害者等の安全確保や支援のために、居住先市町村との連携を密に行い、必要時情報共有や広域的な連携に努めます。	子育て支援課
被害者等に係る庁舎内情報管理の徹底	町の各課で保有する被害者情報に関しては、個人情報保護に留意するとともに、避難した被害者を追及する加害者側に住居情報等が伝わらないようにします。	子育て支援課 住民課 福祉課 健康づくり課 学校教育課等

※13　静岡県女性相談支援センター
女性支援新法第９条に基づき、各都道府県に１つ設置されている配偶者からの暴力に被害を受けた女性を含め困難な問題を抱える女性に関する様々な相談に応じている。

◆施策の方向（２）ＤＶ被害者の自立に向けた支援制度の情報提供

【現状と課題】

被害者が自立して生活をしていくために、個々に合わせた支援が必要となります。そのため、生活再建に向けた様々な情報提供をして、必要な支援・相談窓口につなぎ、支援を受けられるようサポートをしていくことが必要です。

【具体的施策】

具体的施策	内　容	担当課
生活に必要な各種制度に関する情報提供	被害者の状況に応じて、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の福祉制度や、国民健康保険や国民年金制度等の手続きについて、情報提供を行います。	子育て支援課 住民課 福祉課
生活再建に必要なサービスなどの情報提供	生活再建に必要となる就労や住まい、こどものケアなど心身の回復のための支援など、各々が実施している支援についての情報提供や相談先の情報提供を行い、生活再建ができるよう支援をします。	子育て支援課 福祉課

◆施策の方向（３）庁内の連携体制の強化

【現状と課題】

ＤＶ加害者は被害者がいないくなることで執拗に居場所を探すことがあります。そのため、加害者からの追及の防止を図り安全を確保するため、住民票の閲覧制限等の支援措置※14を行うとともに様々な配慮や適切な情報管理が必要です。

【具体的施策】

具体的施策	内　　容	担当課
支援措置についての情報提供	生命または身体に危害が及ぶ恐れのある被害者に対して、住民票の閲覧制限等の支援措置について情報提供を行うとともに、被害者の申出により、その支援を実施します。	住民課
庁舎内連携のための知識普及と情報管理の徹底	ＤＶは犯罪となり得る行為であるという認識を庁舎内職員一人一人が理解し、被害者の人権尊重・個人情報の漏洩防止など適切な対応についての知識普及を図り、情報管理の徹底を図ります。	全ての課
支援のためのケース会議実施	被害者に対して適切な支援ができるよう、必要に応じて関係各課を交えてケース会議を実施します。	子育て支援課 住民課 福祉課 健康づくり課 学校教育課等

※14　住民票の閲覧制限等の支援措置
ＤＶ、ストーカー児童虐待などの被害者が、加害者に現住所を知られないように住民票や戸籍の附票の交付等を制限する制度

◆施策の方向（４）相談機関ネットワークの強化

【現状と課題】

ＤＶ被害者は、加害者への恐怖や身の危険、経済的な不安、こどもの前でのＤＶによる児童虐待題など様々な問題を抱えていることが多くみられます。そのため、相談機関ネットワークを強化し、他機関と情報共有をし支援体制の充実を図る必要があります。

【具体的施策】

具体的施策	内　　容	担当課
地域ネットワークの強化	函南町要保護児童対策地域協議会・ＤＶ部会にて、児童相談所・県・警察・主任児童委員等関係機関で情報共有を図り、支援体制を充実させます。	子育て支援課 住民課 福祉課 健康づくり課 学校教育課等
支援のためのケース会議実施	被害者に対して適切な支援ができるよう、必要に応じて関係機関を交えてケース会議を実施します。	子育て支援課

児童相談所とは…？

児童福祉法に基づき、都道府県や政令指定都市に設置が義務付けられている児童福祉の第一線機関です。児童福祉司、児童心理士、精神科医、小児科医、弁護士等が配置され、こどもの養護に関する相談に応じており、医学や心理学、社会学などの異なった観点から今後の援助が決定されています。

また、こどもの安全が脅かされ、緊急に保護を必要とする場合などに一時保護を行います。

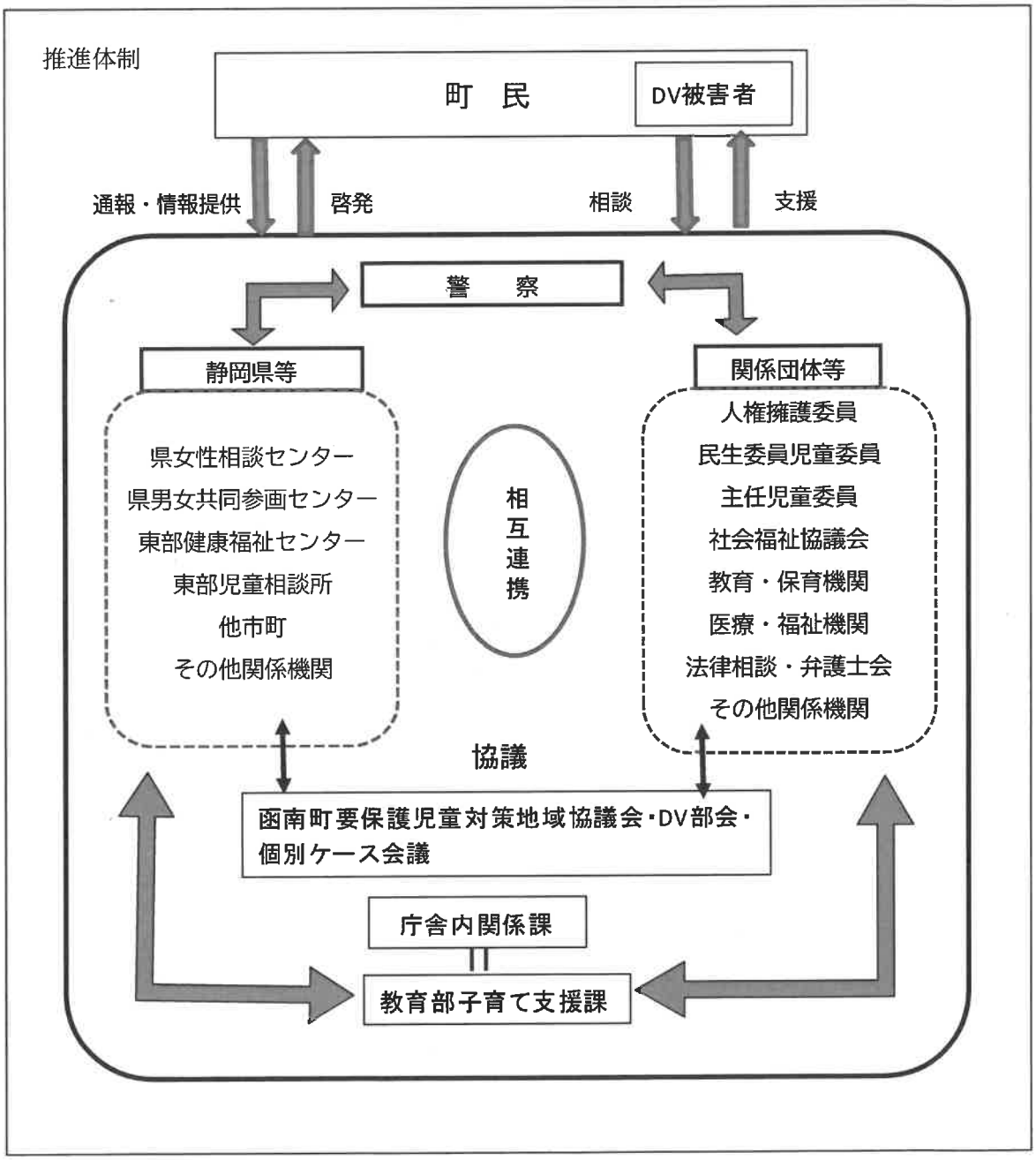


第３章　計画の推進

１　計画の推進

ＤＶ防止と被害者支援の施策は多岐にわたり、ひとつの機関で対応することは困難です。このため、ＤＶ被害者等の早期発見、適切な保護及び支援のため、町民、行政機関、警察、民間団体等の関係機関と連携し、計画を推進していきます。

また、庁舎内においては、教育部子育て支援課が中心となり、ＤＶ防止の啓発や被害者支援に関連する各課が連携を取りながら施策の推進に努めていきます。



2　計画の目標

目標項目	実施内容	Ｒ８現状値	Ｒ１３目標値
ＤＶ防止に関する啓発活動実施回数	ホームページの掲載	常時掲載	現状維持
	公共施設へのポスター掲示	イベント期間のみ掲示	常時掲示
	広報・ＳＮＳ掲載	未実施	年１回掲載
	啓発資料の配架	常時配架	現状維持・配架場所増加
	啓発資料の配布	未実施	年１回以上実施
ＤＶ相談窓口の周知	ホームページの掲載	常時掲載	現状維持
	公共施設へのポスター掲示	イベント期間のみ掲示	常時掲示
	広報・ＳＮＳ等掲載	未実施	年１回掲載
	啓発資料の配架	常時配架	現状維持・配架場所増加
	啓発資料の配布	未実施	年１回以上実施
ＤＶ相談対応職員研修受講回数	国や県の実施する研修会を受講	年１回以上	現状維持
ＤＶ関係機関との情報連携のための会議等の開催回数	函南町要保護児童対策地域協議会・ＤＶ部会にて情報連携を実施	年１回実施	現状維持
	個別ケース会議を実施	未実施	必要時実施

【参考資料１　　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）とは】

配偶者やパートナーなど親しい関係（婚姻関係にない恋人を含む）の間で生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることもあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。

区分	暴力の形態の例示
身体的なもの	殴ったり、蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象となる。 ・平手で打つ、足で蹴る、ゲンコツで殴る。 ・身体を傷つける可能性のある物で殴る。 ・刃物などの凶器を身体に突きつける。 ・髪を引っ張る、首を絞める、腕をねじる。 ・引きずり回す、物を投げつける。
精神的なもの	心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもある。 ・大声で怒鳴る。 ・「誰のおかげで生活できるんだ」「甲斐性なし」などと言う。 ・実家や友人と付き合うのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックしたりする。 ・何を言っても無視して口をきかない。 ・人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする。 ・大切にしているものを壊したり、捨てたりする。 ・生活費を渡さない。 ・外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする。 ・こどもに危害を加えると言って脅す。 ・殴るそぶりや物を投げつけるふりをして脅かす。
性的なもの	嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。 ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる。 ・嫌がっているのに性行為を強要する。 ・中絶を強要する。 ・避妊に協力しない。

（注）例示した行為は、相談の対象となり得るものを記載したものであり、すべてがＤＶ防止法第１条の「配偶者からの暴力」に該当するとは限らない。

出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

【参考資料２　　ＤＶ防止のための相談連絡先一覧】

令和９年４月１日現在

相談機関	電話番号	相談受付期間
教育部子育て支援課	055- 979-8133	月曜日～金曜日 午前８時 30 分～午後５時 15 分 （年末年始及び祝日は休み）
静岡県女性相談センター （配偶者暴力相談支援センター）	054- 236-9217	毎日　午前９時～午後８時 （年末年始及び祝日は休み）
静岡県 男女共同参画センター 「あざれあ」	054- 272-7879	月、火、木、金曜日午前９時～午後８時 水曜日　午後２時～午後８時 第２土曜日　午後１時～午後６時 （年末年始、祝日及び休館日は休み） ホームページからのＷｅｂ相談も可能
静岡県 東部健康福祉センター	055- 920-2080	月曜日～金曜日 午前９時～午後５時 （年末年始及び祝日は休み）
三島警察署 生活安全課	055- 981-0110 緊急は 110 番	平日午前８時 30 分～午後５時 15 分 緊急は年中無休
みんなの人権ホットライン （地方法務局）	0570-003-110	平日午前８時 30 分～午後５時 15 分
ＤＶ相談ナビ（内閣府）	＃8008 「はれれば」	発信場所から近くの配偶者暴力相談 支援センターにつながります。

注記：「今被害にあっている」「すぐに助け出してほしい」など、緊急を要する際は
110 番通報　をしてください。

【参考資料３　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

平成十三年四月十三日　法律第三十一号
最終改正：令和七年一二月一〇日　法律第八十四号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
（平二五法七二・改称）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章　総則

（定義）

第一条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

第一章の二　基本方針及び都道府県基本計画等

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称）

（基本方針）

第二条の二　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（都道府県基本計画等）

第二条の三　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

第二章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条　都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正）

（女性相談支援員による相談等）

第四条　女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（令四法五二・令五法三〇・一部改正）

（女性自立支援施設における保護）

第五条　都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（令四法五二・一部改正）

（協議会）

第五条の二　都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議

会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2　市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3　協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5　協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（令五法三〇・追加）

（秘密保持義務）

第五条の三　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令五法三〇・追加）

（協議会の定める事項）

第五条の四　前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令五法三〇・追加）

第三章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二

十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平一六法六四・令元法四六・一部改正）

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

（平一六法六四・追加）

第四章　保護命令

（接近禁止命令等）

第十条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務

先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2　前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送

信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3　第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6　第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令七法八四・一部改正）

（退去等命令）

第十条の二　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身

体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（令五法三〇・追加）

（管轄裁判所）

第十一条　接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3　退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条　接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して

配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二　前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3　前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条　裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、

申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（期日の呼出し）

第十四条の二　保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（令五法三〇・追加）

（公示送達の方法）

第十四条の三　保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（令五法三〇・追加）

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四　保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に

代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（令五法三〇・追加）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（即時抗告）

第十六条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によ

りその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（保護命令の取消し）

第十七条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3　三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4　裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5　第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6　第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7　第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条　退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（事件の記録の閲覧等）

第十九条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条　削除

（令五法三〇）

（民事訴訟法の準用）

第二十一条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び	調書

	経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（令五法三〇・全改）

（最高裁判所規則）

第二十二条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（教育及び啓発）

第二十四条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（調査研究の推進等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四　第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・令四法五二・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

（令四法五二・一部改正）

第五章の二　補則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二　第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正）

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正）

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（令五法三〇・追加）

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正）

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に

関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2　旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成一九年七月一一日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成二五年七月三日法律第七二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附　則　（平成二六年四月二三日法律第二八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定　平成二十六年十月一日

附　則　（令和元年六月二六日法律第四六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（令和四年五月二五日法律第五二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

函南町配偶者等からの暴力の防止
及び被害者の保護に関する基本計画
（第２次　函南町ＤＶ防止基本計画）
発　行：令和９年４月
発行者：函南町　教育部　子育て支援課
〒419-0192
静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13
電　話　055-979-8133
ＦＡＸ　055-979-8171